

ペット飼育を考慮した都市整備に関する基礎的研究*

A Basic Study on City Improvement for Pet Parenting*

伊藤一馬**・嶋田喜昭***・舟渡悦夫***

By Kazuma ITO**・Yoshiaki SHIMADA***・Etsuo FUNAWATASHI***

1. はじめに

近年、わが国のペット（犬猫）飼育数の増加傾向は図1に示すように著しいものがあり、2003年に幼年人口（15歳未満人口）を上回った。2005年において、ペット飼育数（2500万頭）を世帯数（4900万世帯）で割れば、約半数の世帯でペットが飼われていることになる。そして、この傾向は今後も続くと思われる。また、ペット関連産業の売り上げも順調に伸びており、ここ10年で1.5倍の約1兆円に達している。

こうした状況の中、ペットを介した近所付き合いがよく見られる光景となり、ペット同伴の防災訓練を実施する自治体（東京都練馬区等）もある。子供が少ない中、ペットもいわば家族の一員であり、既に、地域コミュニティにとって、ペットは大きな存在となっているといえる。しかし、その反面、ペット飼育による様々な問題も増えている。その内容は、ペット3公害（騒音、悪臭、不衛生）をはじめ、売買に関するトラブル、捨て犬（猫）問題、獣医療や共同住宅での飼育上のトラブルなど多岐にわたる。

わが国よりペット飼育率の高い欧米諸国の事情をみると、ペット飼育のためのルール化や都市整備等が進んでいる。都市内に犬専用公園（ドッグラン）が整備されていたり、ペット同伴での各種施設や公共交通機関等の利用もしやすい環境にある。

国内の既往研究をみると、ペットと共生できる住宅・共同住宅に関する研究^{例1}は見られるものの、これまでペット飼育と都市整備に関してはあまり検討されていない。そこで、ペット飼育先進国である欧米諸国の事例を踏まえ、わが国でもペット飼育を考慮した都市のあり方について検討する必要があるものと考えらる。

以上の認識のもと、本研究は、ペット飼育に関する法規や諸外国の事情を確認するとともに、ペット飼育と都市施設に関する住民意識調査・分析を行い、都市整備上

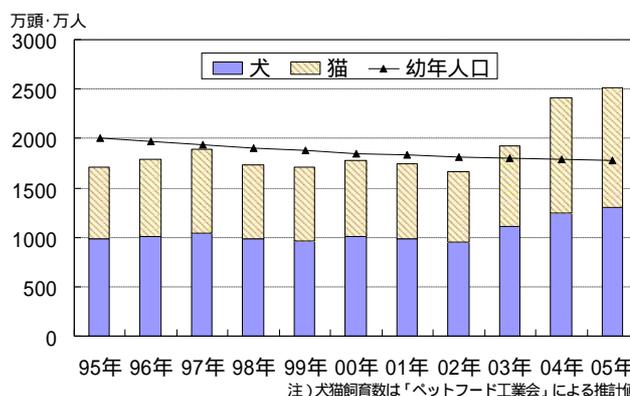


図1 幼年人口と犬猫飼育数の推移

の課題を検討するものである。なお、本研究では、ペットの中でも散歩という行為を伴い、特に都市整備と関わりが深い犬の飼育を中心に考えることとする。

2. ペット飼育に関わる法規

ペット飼育に関係する法令としては、動物の愛護に関する「動物愛護法」、獣医師や狂犬病予防に関する「動物健康衛生法」、身障者補助に関する「就労動物法」、および「野生動物法」などがある²⁾。また、法律ではないが拘束力の高い、マンションの管理規約、借家規約などもある。ここでは、通常のペット飼育において最も基本的な法律である「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）について述べる。

本法律は、1974年に施行された「動物の保護及び管理に関する法律」（以下、動物保護法という）にはじまる。この動物保護法は、動物の飼育や管理に関する基本的な事項を幅広く規定したものであるが、飼育や管理について理論や努力目標を述べているだけで、具体性がなく、この法律に違反した場合の処罰規定もないに等しいものであった。そこで、具体的に機能するものとして、多くの自治体では、いわゆる「ペット条例」が順次制定された。その後、1999年に「動物保護法」から「動物愛護法」に改正され、内容も様変わりした。動物保護法は条文が13条からできているのに対し、動物愛護法は31条と増えた。さらに、これに付随し、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等もつくられた。動物愛護法の目的と

*キーワード：意識調査分析、計画情報、空間整備・設計

**学生員、大同工業大学大学院工学研究科都市環境デザイン学専攻

***正員、工博、大同工業大学工学部都市環境デザイン学科

（愛知県名古屋南区白水町40、

Tel: 052-612-5571 Fax: 052-612-5953）

して、第1条に「この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。」と記載されている。また、2005年には、動物愛護法の一部が改正され、動物取扱業が届出制から登録制となること、特定動物の飼育が全国一律の許可制になること、罰則等が強化されることになった。特に大きな改正点は罰則の部分である。動物保護法での罰則は、第13条に掲げる「保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。」であったが、改正動物愛護法になると、第44条に「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」となった。また、「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。」や「愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。」など罰則が強化されている。しかし図2に示すように、内閣府の「動物愛護に関する世論調査」によると、これら動物保護（愛護）法の周知度は「そういう法律があることを知らない」が半数近くを占め、低いままである。

ちなみに、「ペット条例」の例として、名古屋市の「動物の愛護及び管理に関する条例」の一部を表1に示す。これにより、飼い主の対社会的な遵守事項が定められている。また、公共交通事業者のペット取扱例を表2に示す。事業者間で一貫性がなく、ペットにとって比較的

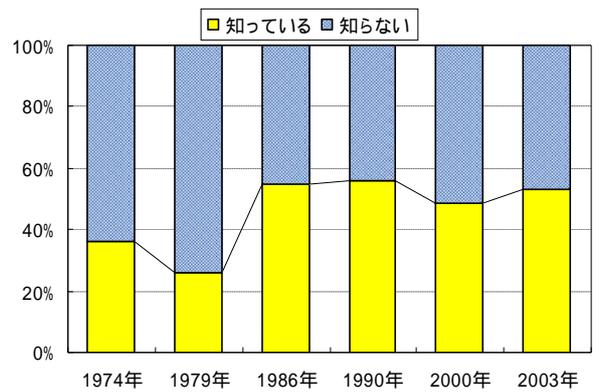


図2 動物保護（愛護）法の周知度

表1 「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」の一部

| |
|--|
| 第5条 飼主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 |
| (a) 適正にえさ及び水を与えること。 |
| (b) 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。 |
| (c) 必要に応じて適正な飼養施設を設け、当該飼養施設の構造及び規模に応じた種類及び数の動物を飼養すること。 |
| (d) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。 |
| (e) <u>公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。</u> |
| (f) <u>異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。</u> |
| (g) 動物が逃走した場合は、自ら捜索し、収容すること。 |
| 2 飼主は、当該動物を、可能な限り、その終生にわたり飼養するよう努めなければならない。 |

表2 公共交通機関のペットの取扱例一覧

| | 事業者 | 容器のサイズ | 重量 | 料金 | 備考 |
|------|---------------|--|-----------------|---------------------------------|--|
| 鉄道 | JR 各社 | 一辺最大 70cm 縦横高さ合計 90cm 程度まで | 10kg まで (容器を含む) | 270 円 | |
| | 名古屋鉄道 | 一辺最大 70cm 縦横高さ合計 90cm 程度まで | 10kg まで (容器を含む) | 270 円 | |
| | 名古屋市交通局 (地下鉄) | 長さ 2メートル以内 縦横高さ合計 250cm まで | 30kg まで (容器を含む) | 無料 | 個数: 2 個まで |
| | 近畿日本鉄道 | 一辺最大 70cm 縦横高さ合計 90cm 程度まで | 10kg まで (容器を含む) | 270 円 | |
| 航空 | JAL (国内線) | 最大縦 56 × 横 83 × 高さ 67cm | | 1,000 ~ 5,000 円 (区間別) | 犬をクレート(ゲージ)に入れる 貸出用ペットクレート 1 個 / 500 円 |
| | ANA | LL 縦 61 × 横 90 × 高さ 66cm (S ~ LL まで 4 種類あり) | | 国内線一律 4,000 円 (一部路線 2,000 円) | 犬をゲージに入れる |
| バス | 名古屋市交通局 (市バス) | (1) かご等に入れられており、他の乗客に迷惑をかける恐れのないこと (2) かご等は、膝の上に乗せられる程度の大きさであること | | | 盲導犬や聴導犬といった介助犬は、同伴してのご乗車が法律上認められている |
| タクシー | 日の丸タクシー (東京) | 運転手が運転を妨害しない・車内を汚さないと判断した場合乗車可能 犬が好きな運転手の場合、おとなしい大型犬なら後部座席でゲージに入れた状態で乗せてくれることもある。 | | | 運転手の判断に任される部分が多い |

注) 各事業者のホームページより作成

厳しい乗車制限となっている。各事業者とも盲導犬、介助犬等の福祉犬は特別扱いになり、無料で乗車できるが、家庭用ペットの中大型は乗車が不可能である。

このように、ペット飼育数が増加し、ペット飼育をめぐる問題も増えている背景から、行政も法令等の整備を行ってきているが、その法令および内容があまり認知されてないことが問題といえる。

3. 各国のペット飼育の事情

ペット飼育率の高い各国の事情についてインターネットから情報を収集し、その一部を以下に示す。

a) イギリス⁵⁾

イギリスでは、小犬を売っているペットショップが存在しない(特例を除く)。理由は、パピーファーム(小犬を大量生産にしようとする人)の防止である。犬の飼い方や散歩の仕方日本とは違い、イギリスではリードなしで散歩ができ、公園内には犬の糞専用のゴミ箱と始末用のビニール袋が設置されている。ロンドン市内には犬専用のトイレまで完備してある公園もある。食べ物を扱っている店内には入れないが、公共交通機関では人間と同じように乗車ができる。イギリスでは、公共の歩道で犬の糞を飼い主が始末しない場合は、地域ごとで罰金があり、電灯に市役所の罰金標示がしてある。高級住宅街の罰金は50ポンドにもなり、さらに環境保護法令を違反したことになり市から告訴されるケースもある。

b) ドイツ⁶⁾

ドイツでは、飼い主に対して、犬に十分な飼育スペースや運動、飼い主の交流、しつけを与える法律的義務が課せられている。違反すると動物虐待罪に問われる。また、自治体によって変わるが犬1頭につき年間70ユーロから140ユーロ程度の犬税を納めなくてはならない。また、未成年者は動物の購入を禁止されている。ペットショップなどで生きた犬猫を販売することも禁じられている。

c) フランス⁷⁾

フランスでは、以前は犬の糞の問題が浮上していた。犬の糞処理専用の車両が用意されていたが収集しきれない、費用がかかるという点より、犬の糞専用のゴミ箱を街中に配置し、飼い主に対しても罰金の制度が定められたことでかなりの効果が現れた。イギリスとは違い、食料品を取り扱っている店でも同伴可能である。

d) オーストラリア⁸⁾

最もペット飼育率が高い国の一つオーストラリアでは、約6割の人がペットを飼っている。特に泣き声に関して問題が起こっている。自治体によっては何時間に何分鳴いたら罰金という制度も設けているところもある。

4. ペット飼育と都市施設整備に関する住民意識調査

(1) 調査概要

2006年12月に、名古屋市南区(5学区)と豊田市五ヶ丘団地の住民を対象に意識調査を実施した。主な調査内容は、ペット飼育やそれに伴う政策、都市施設整備の意識等である。なお、本調査は、各地域において無作為に200世帯ずつの住戸を抽出し、配布郵送回収により実施した。計117世帯から117票(名古屋市:61票、豊田市:56票)の有効票を得、有効回収率は29%であった。

(2) 集計・分析結果

a) 回答者属性とペット飼育意識

回答者属性とペット飼育意識を表3に示す。ペット飼育経験者は79%となっており、動物好きは78%となっている。これらは内閣府の「動物愛護に関する世論調査(2003年)」と同様の結果である。また、ペットをコンパニオン・アニマル(家族の一員・仲間)と捉える意識が高いということが伺える。

b) ペット増加に伴う政策の必要性と具体策

ペット増加に伴う政策の必要性を聞いたところ、「政策

表3 回答者属性とペット飼育意識

| 項目 | | 票数 | 比率 |
|--------------|-------------|----|-----|
| 性別 | 男性 | 31 | 27% |
| | 女性 | 86 | 74% |
| 年齢 | 10・20歳代 | 7 | 6% |
| | 30歳代 | 13 | 11% |
| | 40歳代 | 36 | 31% |
| | 50歳代 | 33 | 28% |
| | 60歳代 | 19 | 16% |
| | 70歳代以降 | 9 | 8% |
| 家族構成 | 1人暮らし | 5 | 4% |
| | 夫婦のみ | 26 | 22% |
| | 二世帯 | 27 | 23% |
| | 核家族 | 58 | 50% |
| ペット飼育意向 | 飼育中 | 53 | 45% |
| | 飼育経験あり | 39 | 33% |
| | 飼育希望なし | 21 | 18% |
| | 飼育希望あり・その他 | 4 | 4% |
| 動物の好き嫌い | 非常に好き | 40 | 34% |
| | どちらかといえば好き | 51 | 44% |
| | どちらでもない | 25 | 21% |
| | 大嫌い | 1 | 1% |
| 動物(ペット)の存在意識 | コンパニオン・アニマル | 61 | 54% |
| | 愛玩道具 | 42 | 37% |
| | モノ | 2 | 2% |
| | その他 | 8 | 7% |

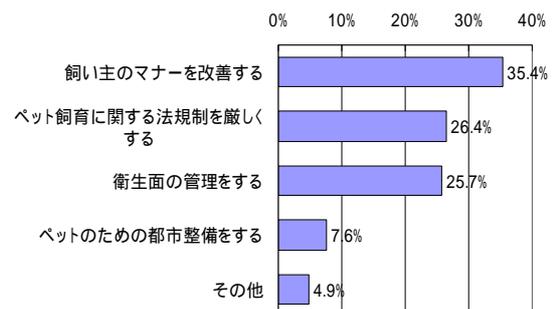


図4 具体的政策について(複数回答)

表2 各回答と属性との関連性(χ²検定, * : P<0.01 ** : P<0.05)

| 分類 | 質問項目 | 性別 | 住居地区 | 年齢 | 職業 | 飼育経験の有無 | 動物の好き嫌い | 動物(ペット)の存在意識 |
|-----|----------------------|----|------|----|----|---------|---------|--------------|
| 施設 | 公共交通機関への同伴規制について | | | | | | | |
| | ペットの店内同伴規制について | | | | | | | |
| | 公園でのペット立入禁止規制につて | | | | | | | |
| | ドッグランの必要性について | | | | | | | |
| 政策 | ペットに対しての政策について | | | | | | | |
| | ペット専用施設への税金投入について | | | | | | | |
| その他 | ペットを通じてのコミュニケーションの有無 | | | | | | | |

が必要である」という意見が過半数を占めている。具体的政策については、図4に示すように「飼い主のマナーを改善する」が最も多く、次に「ペット飼育に関する法規制を厳しくする」という意見が多い。ペット飼育のための都市整備の必要性は、あまり高くなく、ハード面よりもソフト面を改善すべきとの意識が高いことがわかった。

c)各種施設整備に対する意識

公共交通機関におけるペットの同伴規制について聞いたところ、「現況のままでもよい」という意見が85%と多く、「規制を緩和すべき」という意見は8%と少ない。

公園におけるドッグラン設置については、図3に示すとおり「必要である」という意見が多い。また、ドッグラン設置における公的資金の導入について聞くと、「税金を使うなら必要ない」や「ペットを飼う人達で出資すべき」という意見が多い。「税金を使ってでも必要」という意見が少ないことから、公的資金の導入に関しては慎重に検討する必要があるといえる。

また、各種店舗におけるペットの同伴規制について聞いたところ、「現状のままでもよい」という意見が74%と多く、公共交通機関と同様に同伴規制についての不満を持っている人は少ない。

d)ペット飼育に関する不満

ペット非飼育者からペット飼育者への不満を聞いたところ、約4割が「不満がある」となっている。その多くは「フン尿の問題」や「泣き声の問題」である。特に多いのが「フンの後処理の仕方」である。

逆に、ペット飼育者からペット非飼育者への不満としては、「一部のマナーの悪いペット飼育者によって、ペット飼育者全体のマナーが悪いとは思わないでほしい」などの意見がある。

加えて、ペット飼育者から同じペット飼育者への不満として、「老若男女関わらずマナー(フンの後始末)が悪化してきている」や「散歩中にもかかわらず袋(後始末)を持っていない」などのマナー面での意見がある。

e)各回答と属性の関連性

ペット同伴による施設利用規制やペット飼育における政策の意識等について回答者属性との関連性をみたところ、表2に示す結果となった。特に、公共交通機関への同伴規制については、回答者属性により有意な差がみら

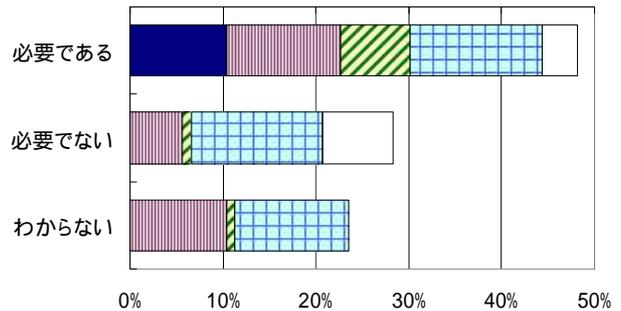


図5 ドッグランの必要性と資金について

れる。また、飼育経験や好き嫌い、住居地区によって、ペットを通じてのコミュニティの有無に差異がみられる。

5.まとめ

本研究では、ペット飼育に関する法規や諸外国の事情を整理するとともに、愛知県を事例にペット飼育と都市施設に関する住民意識調査の分析を行った。その結果、わが国でも近年、ペット関連の法令等が整備されてきたが、あまり認知されていないこと、ペット増加に対応する都市整備のニーズはあるものの、飼い主のマナーの改善などソフト面の充実がより重要視されていることが明らかとなった。

今後の課題として、さらに調査・分析を進め、ペット飼育のルール化を進めるための方法、都市整備として行うべきことを検討していく必要があると考える。

参考文献

- 1) 谷武・三宅醇：公営住宅におけるペット飼育に対する居住者の意識調査第36回日本都市計画学会学術研究論文集, pp19-24, 2001.
- 2) 吉田真澄：ペット六法, 第2版, 誠文堂新光社, 2006.
- 3) 椿寿夫, 堀龍児, 吉田真澄：ペットの法律全書, 第1版, 有斐閣, 1997.
- 4) 内閣府大臣官房政府広報室：動物愛護に関する世論調査, 世論調査報告書, 2003.
- 5) イギリスのペット事情, <http://www.feumonde.co.uk/subpage9.htm>.
- 6) ドイツの動物保護事情, http://www.jyoto.jp/german_report.html.
- 7) 資料館(フランス人とペット), http://www.geocities.jp/bourgognissimo/Miaopolis/3MUSEE/CH_M-07.html.
- 8) 動物新聞(オーストラリア), <http://www1.ocn.ne.jp/~tekitioni/soto-osutora.html>.